

商工監督局 (コロンビア) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 CO. I

略語のリスト

国内官庁： 商工監督局（コロンビア）
CAN Decision 486： アンデス共同体理事会決定第486号
CCo： 商法，1971年政令410及び2015年政令1074
UC： 商工監督局（S I C）特別回覧，第X章

指定（又は選択）官庁 CO	商工監督局 (コロンビア) 国内段階に入るための要件の概要	概 要 CO
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	PCT第20条に基づき国際出願の写しが国際事務局から国内官庁に送付されなかった時点で、出願人が国内段階手続の早期開始を明確に請求している場合にのみ、写しが要求される	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：コロンビア・ペソ (COP)	
	オンライン	紙形式
	特許：	
	出願手数料 …………… COP 107,000	132,500
	年金	
	－第1年度から	
	第4年度の各年……… COP 351,500	422,000
		(522,500) ² (627,000) ²
	実用新案：	
	出願手数料 …………… COP 95,000	116,500
国内手数料の免除、割引又は払戻し	出願人がコロンビア国民の場合には一定の手数料が減額される ³	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。最新の手数料の額については、国内官庁又は代理人に問い合わせをされたい。
- 2 括弧内の額は期日から6か月の猶予期間内に遅延支払した場合に適用される（CO.09参照）。
- 3 詳細については国内官庁に問合せされたい。

CO	商工監督局 (コロンビア) (続き)	CO
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁴	発明者の氏名及び住所が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁵ 国際出願日の後に発明者の名称変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類 国際出願日の後に発明者の名義変更があった場合には、国際出願の譲渡証明書 出願者がコロンビアに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか?	コロンビアで登録されている代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認めない	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認めない	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知を受領した日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

CO. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

CO. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書CO. I に概説されている。

CCo Art. 543

CPC Art. 63

67

CO. 03 代理

出願人がコロンビアに居住していない場合には、認証不要の委任状を提出することによって代理人を選任しなければならない。コロンビアで登録されている代理人が、代理人として行動することができる。

CAN Decision 486

Art. 26(h)

CO. 04 入手契約書の写し

特許を求める製品又は方法が、遺伝子材料若しくはその派生物から入手又は開発されたものであって、それがアンデス条約締約国のいずれかの国を起源とする場合には、入手契約書の写しを提出しなければならない。この要件が満たされない場合、国内官庁は、通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。この期間は、請求があれば、同等の期間について1回だけ延長することができる。

CAN Decision 486

Art. 26(i)

CO. 05 伝統的知識を使用するための許諾書又は認可書の写し

特許を求める製品又は方法が、伝統的知識から入手又は開発されたものであって、それがアンデス条約締約国のいずれかの国を起源とする場合には、アンデス条約締約国の先住民民族、アフリカンアメリカン若しくは地域共同体の伝統的知識を使用するための許諾書又は認可書の写しを提出しなければならない。この要件が満たされない場合、国内官庁は、通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。この期間は、請求があれば、同等の期間について1回だけ延長することができる。

CAN Decision 486

Art. 26(j)

29

CO. 06 生物材料寄託証明書

発明が生物材料に関する製品又は方法についてのものであり、記載内容から当業者が発明の内容を理解又は実行することができない場合には、生物材料寄託証明書を提出しなければならない。

CAN Decision 486

Art. 44

CO. 07 審査

特許は実体審査を受けた後でなければ付与されず、そのために出願人は国内官庁が出願を公開した後6か月以内に特別の請求を行い、手数料を支払わなければならない（実用新案についてはCO.12を参照）。審査請求には手数料支払証拠を添付しなければならない（附属書CO. Iを参照）。出願人から審査請求が行われずにこの期間が経過した場合、出願は放棄されたものとみなされる。

PCT Art. 28

41

CAN Decision 486

Art. 34

CO. 08 出願の補正及びその時期

出願人は、手続中いつでも出願内容の変更を請求することができるが、それによって出願の主題の範囲が拡張されないことを条件とする。

CAN Decision 486

Art. 80

CO. 09 年金

特許が付与された後は、特許の効力を有効に維持するために年金を前払する。各年金の支払期日は、国際出願日の対応日が属する日を含む月の末日である。2年分以上の年金を前払することができる。対応する年度の初日から6か月の猶予期間内に年金を支払うこともできるが、所定の割増料を伴う。猶予期間中も特許は効力を失わない。年金を支払わなければ、結果として特許は失効する。

UC Section	5.2.7	CO. 10 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。PCT第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間内に国内段階移行期間を遵守しなかった理由陳述書を提出することによって、権利回復を請求することが可能であり、所定の手数料と併せて、陳述書を裏付ける証拠を添付しなければならない。
PCT Art.	25	CO. 11 PCT第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。
PCT Art.	4(3)	CO. 12 実用新案
	43	出願人が国際出願に基づき、コロンビアにおいて特許に代えて実用新案の取得を希望する場合、出願人は、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。審査請求は国内官庁による出願公開から3か月以内に行わなければならない、手数料支払を条件とする（附属書CO.Iを参照）。
PCT Rule	49bis.1	
	(a),(b)	
	76.5	

手 数 料

(通貨：コロンビア・ペソ)

国内官庁に対する国内手数料の完全な一覧表は、2024年3月22日の *Resolución* 12562 に掲載されている。これらの手数料は、それが施行される年に適用されるインフレ率によって、年度ごとに再計算される。

特 許	オンライン	紙形式
出願手数料	107,000	132,500
審査請求手数料		
－国際調査報告が作成されている場合	1,447,500	1,736,500
期間延長又は期間追加手数料	182,000	223,000
出願の補正又は訂正手数料	214,000	257,000
異議申立手数料	557,000	668,500
年 金：		
－第1年度から第4年度までの各年につき	351,500 (522,500) ¹	422,000 (627,000) ¹
－第5年度から第8年度までの各年につき	546,500 (727,500) ¹	655,500 (874,000) ¹
－第9年度から第12年度までの各年につき	818,500 (1,092,000) ¹	983,500 (1,311,000) ¹
－第13年度から第16年度までの各年につき	1,270,500 (1,679,500) ¹	1,524,500 (2,016,000) ¹
－第17年度から第20年度までの各年につき	1,688,500 (2,251,500) ¹	2,026,000 (2,699,000) ¹
実用新案		
出願手数料	95,000	116,500
審査請求手数料		
－国際調査報告が作成されている場合	763,000	822,000
期間延長又は期間追加手数料	182,000	223,000
出願の補正又は訂正手数料	214,000	257,000
異議申立手数料	557,000	668,500
年 金：		
－各年につき	326,500	396,500
－猶予期間内の遅延支払の割増料	438,500	524,000

1 括弧内の額は期日から6か月の猶予期間内に遅延支払した場合に適用される (CO.09参照)。

手数料の支払方法

オンライン支払：

次の支払オプションが利用可能である。

1. PSE経由の銀行決済支払

利用者はPSE経由で自身の銀行口座から手数料額を決済することによる支払が可能である。取引拒否を避けるために、利用者は金額を決済する銀行に承認額があるのか、更に毎日の承認取引の件数を確認すべきである。

2. クレジットカードによる支払

VISA及びMastercardによる支払が可能である。出願人はカード発行会社が課す手数料を負担することに留意されたい。その額は支払時にシステム上に表示される。

3. クーポンによる支払

この方法は銀行における手数料支払を可能としながら、オンライン出願に適用される減額の利益が受けられる。利用者がこの支払方法を希望する場合には、出願時に「pago por cupón」(クーポンによる支払)のオプションを選択し、「continuar con el pago」(支払続行)ボタンをクリックする。利用者は支払人のデータを記入し、「pago por cupón」(クーポンによる支払)のオプションを選択する。システムは支払クーポンをダウンロードするので、利用者は自身が選んだ銀行でこの書類を使用して支払を行うことができる。支払の申請及び確認が行われると、取引はシステムに登録される。

銀行での支払

出願人又はその代理人は、希望する銀行の窓口で、次の口座に入金することができる。

当座預金：Banco de Bogotá No. 062-75438-7

口座名義人：Superintendence of Industry and Commerce
(Colombia)

ID：NIT 800.176.089-2

送金完了後は、支払クーポンを Documentary Management office (oficina de Gestión Documental) に送付する必要があり、これによって商工業監督局から公式領収書に交換することができる。

公式領収書は、Documentary Management officeに提出、又は電子メールcontactenos@sic.gov.co宛に、支払とリンクさせる手順の番号を表示したメモを添付して送信しなければならない。